

2025.5
相模原法人会
広報誌
No.255

はやぶさ

Hayabusa

ハイライト

令和7年度税制改正に関する提言の実現事項
令和7年度事業計画案及び予算案承認



Sagamihara Hojinkai

はやぶさ 2025年 5月号 No.255 INDEX

会活……………2

法人会を支えるひと……………3

株式会社システム・ワン
顧問 山田 貞治さん

ハイライト……………4

令和7年度税制改正に関する提言の実現事項
令和7年度事業計画案及び予算案承認

活動フラッシュ……………12

2025年3月～4月

税務署からのお知らせ……………14

国税のクレジットカード納付にはe-Taxの
利用が便利です！
国税職員採用募集

はやぶさ太郎の見てある記……………16

株式会社井上農園

相模原法人会からのお知らせ……………18

企業の税務コンプライアンス向上のために
新会員紹介 令和7年2月～3月

読者プレゼント……………19

提供：西成 活裕氏 サイン色紙
藤田 優一氏 サイン入りステッカー

【表紙】相模原の風景

『鯉のぼり』

「こどもの日」を祝う鯉のぼり。昨年までは観光センター前に飾っていたものを広場に移し、子供達にも大人気。同時に開催された「新緑こどもまつり」を大いに盛り上げました。来苑した家族連れも満足して、にこやかに祝日を祝ったことでしょう。

撮影地／城山公園 花の苑地 撮影／松田廣司

会 活

法人会の活動予定

事業のお問い合わせは

相模原法人会事務局

(TEL.042-755-3027)まで

5 月



4日(日)	相模の大風まつり	【新戸スポーツ広場】
5日(月)		
14日(水)	決算法人説明会	【相模原法人会館】
16日(金)	生活習慣病検診	【相模原市産業会館】
21日(水)	決算法人説明会	【国民生活センター】
22日(木)	決算法人説明会	【相模湖交流センター】
	生活習慣病検診	【相模原市産業会館】
23日(金)	新設法人説明会	【相模原法人会館】
24日(土)	生活習慣病検診	【相模原市産業会館】
27日(火)	生活習慣病検診	【相模原市産業会館】
29日(木)	法律相談★	【相模原法人会館】

6 月



9日(月)	大野南支部 BBQ大会	【カルチャービル1F】
11日(水)	税務研修会「令和7年度 税制改正のあらまし」★	【相模原法人会館】
	税務相談	【相模原法人会館】
12日(木)	決算法人説明会	【相模原法人会館】
18日(水)	第13回通常総会	【けやき会館大樹の間】
24日(火)	県連通常総会・功労者表彰式	【横浜ベイホテル東急】
26日(木)	研修会「介護の知恵と認知症の今」★	【相模原法人会館】
30日(月)	羊毛フェルトマスコット作り教室	【相模原法人会館】

★印 ご案内・お申込書が同封されています。

※最新情報はHPをご確認下さい。

相模原矢部
地区

●株式会社システム・ワン

顧問／管理者補佐／サービス提供責任者

山田

YAMADA
SADAHARU

貞

治
さん

法人会を支える
ひと

60代後半から福祉業界で起業 訪問介護で地域を支える

訪問介護サービス「夢(ドリーム)」を運営し、約100人もの高齢者・障がい者の生活を支えている株式会社システム・ワン。67歳のときに福祉の世界に飛び込み、現在は同社の顧問と管理者補佐を務める山田貞治さんにお話を伺いました。

65歳で起業、67歳から福祉の世界へ

若い頃はクリーニング業に従事していた山田さん。自動車販売の仕事を経て、45歳のときに旭硝子の関連会社に入社しました。三交代制の工場勤務からスタートし、最終的には役員へ昇格したものの会社が吸収合併されることになり、一度は現役を退きます。

ところが「家でじっとしているのが苦手」と悠々自適の生活が性に合わず、65歳で「山田商会」を創業。人材派遣業を運営し、初年度から年商7000万円と好スタートを切りました。しかし間もなくリーマンショックによる派遣切りの混乱に巻き込まれ、撤退を余儀なくされました。

「次の事業について考えたとき、介護なら将来ずっと需要があるだろうと思ったんですよ」と振り返ります。福祉に関しては全くの素人でしたが、ゼロから勉強をして訪問介護サービス「夢(ドリーム)」を開業。67歳のときのことでした。

「要望は、まず受けること」がモットー

山田さんのモットーは「要望は、まず受けること」。どんな依頼でも初めから断ることはせず、お宅に伺って利用者・家族と面談をします。「利用者さんのご事情を理解すると同時に、私たちのことを利用者さんに

知っていただくことが大事なんです」と語ります。お互いに信頼関係を構築してからサービスをスタートするので、大きなクレームが出ることはほぼありません。

人材派遣業とは違い、介護業は報酬単価が法律で定められているそうです。「企業努力で収益を上げることが難しい。でも、利用者さんに喜んでもらえるのが嬉しい。私はサービス業が好きなんです。」とやりがいを語ってくれました。

事業継承が進み、サポート役に

ときには市に福祉行政の改善を要望するなど、広い視野と行動力を持って活動をしてきた山田さん。法人会でも積極的な発言を行い、2015年には法人会による功績表彰を受けました。近年も、中央北支部で厚生委員会の副委員長や財務委員などを歴任しています。

「この3月で85歳になりました。もう引退する年齢ですよ」と笑う山田さん。数年前から事業継承の準備を行い、現在は最終段階に入っているとのこと。今後のシステム・ワンについては「ヘルパーさんが、喜んで働いてくれる事業所であり続けてくれれば」と、少しでも待遇を良くできるよう労務事務をサポートしています。顧問・管理者補佐として、これからも活躍が期待されています。

令和7年度 税制改正法案可決 法人会の改正要望実現へ

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金(企業型DC 及びiDeCo)の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました(令和7年度税制改正大綱より)。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

I 法人税関係

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長

法人会の提言

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることをのしないよう配慮すること。

実現された改正内容

中小企業者等の法人税率について、次の見直しを行った上で、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%(本則19%)の適用期限が2年間延長されます。

- イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%(現行:15%)に引き上げられます。
- ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されます。

適用時期 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

2 中小企業投資促進税制の見直しと延長

法人会の提言

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

実現された改正内容

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得等した場合、取得価額(船舶は取得価額の75%が対象)の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る)が適用できる中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

改正案では、関係法令の改正を前提に、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、以下の項目に全て該当する場合、その株式又は出資は除外されます。

- イ その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合
- ロ 一定の承認会社※がその農地所有適格法人の発行済株式総数の50%を超える株式を有する場合など

※「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいいます。

適用時期 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

3 中小企業経営強化税制の見直しと延長

法人会の提言

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

実現された改正内容

成長意欲の高い中小企業の設備投資を後押しするため、経営力向上計画に基づいて行う設備投資について即時償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人は10%)を適用できる中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に収益力強化設備(B類型)に対し売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を講じるほか各類型の要件の見直し等を行った上で、適用期限が2年間延長されます。

生産性向上設備 (A類型)
【現 行】旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上改善する設備 【改正案】旧モデルと比べて生産性(単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれか)が年平均1%以上改善する設備
収益力強化設備 (B類型)
【現 行】投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 【改正案】投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備 【改正案】経営規模の拡大促進に係る拡充措置(B類型の拡充措置) ・投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ・売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表(ロードマップ)を作成していること ・基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること ・売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること ・投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること ・経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること 等 →対象設備に建物及びその附属設備(1,000万円以上)を追加 ・賃上げ率2.5%未満は、特別償却または税額控除の適用はなし 等
デジタル化設備 (C類型)
【現 行】遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 【改正案】廃止
経営資源集約化設備 (D類型)
修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上上昇する設備 【改正なし】

適用時期 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に対象設備の取得等をして指定事業の用に供した場合に適用されます。

4 中小企業防災・減災投資促進税制の見直しと延長

中小企業者等が災害への事前対策を強化するために防災・減災設備を取得等した場合に16%の特別償却(令和7年3月31日までに取得等した場合は18%)が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制(特定事業継続力強化設備等の特別償却制度)について、その対象設備からサーモグラフィ装置を除外した上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に事業継続力強化計画の認定を受け、認定を受けた日から1年以内に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

5 企業版ふるさと納税の延長

法人会の提言

平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄附件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

実現された改正内容

国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合、損金算入措置(約3割)に上乗せして、寄附額の最大6割を税額控除できる地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、認定地方公共団体が寄附活用事業の確認書面を内閣総理大臣に提出すること、寄附活用事業の契約等によって寄附金を支出した法人の名称を内閣総理大臣に報告することや公表する場合があること等の見直しを行った上で、適用期限が3年間延長されます。

適用時期 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に支出する特定寄附金について適用されます。

6 防衛特別法人税の創設

わが国の防衛力強化に係る安定的な財源を確保するため防衛特別法人税が創設されます。

具体的には、課税標準となる法人税額から500万円を控除した金額に、新たな付加税として、当分の間、税率4%が課されます。

適用時期 令和8年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

II 所得税関係

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

法人会の提言

配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

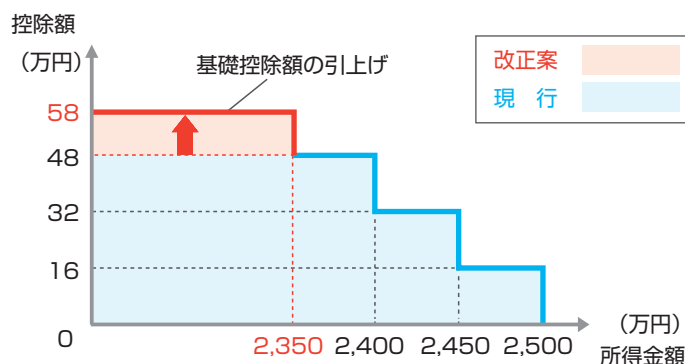
実現された改正内容

①所得税の基礎控除の引上げ

基礎控除額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対処するために、所得税の基礎控除額が現行の最高48万円から最高58万円に引上げられます。

具体的には、合計所得金額が2,350万円以下の者の基礎控除額が右図のように10万円引上げられます。

なお、個人住民税の基礎控除額(最高43万円)は据え置かれます。



②給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が適用される収入の者の場合、収入が増えても控除額は増加しない構造のため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額が現行の55万円から65万円に10万円引上げられます。

また、この見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表等について所要の措置が講じられます。

なお、個人住民税についても、給与所得控除の55万円の最低保障額が65万円に引上げられます。

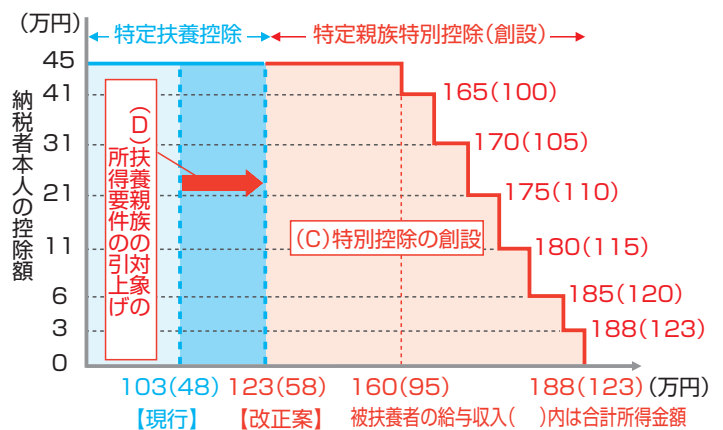
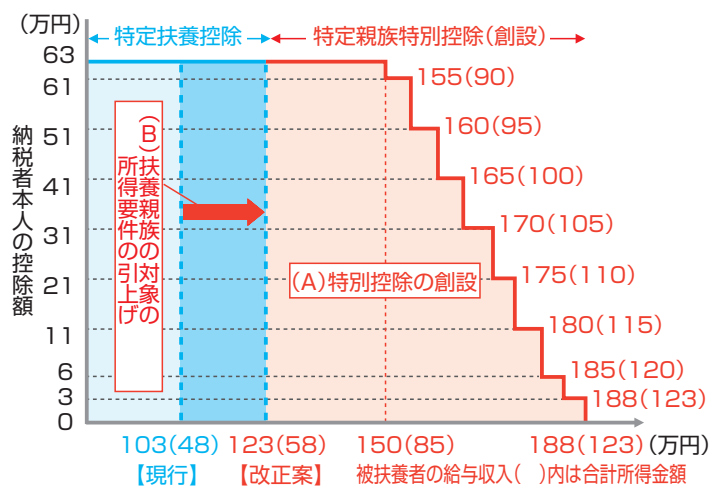
給与収入	控除額	
162.5 万円以下	55 万円【現行】	最低保障額
190 万円以下	65 万円【改正案】	
360 万円以下	収入金額×30%+80,000円	
660 万円以下	収入金額×20%+440,000円	
850 万円以下	収入金額×10%+1,100,000円	
850 万円超	195 万円	

③特定親族特別控除の創設・特定扶養控除の見直し等

現下の厳しい人手不足の状況の中、特に大学生のアルバイトの就業調整については、税制が一因となっているとの指摘があることから、新たに大学生年代の子等に係る特定親族特別控除が創設されます。19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額等が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除が適用でき、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合は親等が受けられる所得控除が段階的に逓減します（右図A）。

また、扶養親族の合計所得金額に係る要件について、基礎控除の引上げを踏まえ、現行の48万円以下から58万円以下（給与収入123万円以下に相当）に引上げられます（右図B）。

なお、個人住民税についても、所得税同様、大学生年代の子等に関する特別控除が創設され（右図C）、扶養親族の合計所得金額に係る要件について48万円以下から58万円以下（給与収入123万円以下に相当）に引上げられます（右図D）。



④その他の所要の措置

- イ 配偶者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額の要件が58万円以下（現行：48万円以下）に引上げられます。
 - ロ ひとり親控除の対象となるひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下（現行：48万円以下）に引上げられます。
 - ハ 勤労学生控除の対象となる勤労学生の合計所得金額の要件が85万円以下（現行：75万円以下）に引上げられます。
- ※ イ・ロ・ハとも、個人住民税で同様の措置が講じられます。

適用時期 ①～④の改正については、令和7年分以後の所得税（令和8年度分以後の個人住民税）について適用されます。なお、実務上は、令和7年12月の年末調整から適用することとなります。

(注) 上記の改正については、自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、「いわゆる『103万円の壁』は、国民民主党の主張する178万円をめざして、来年から引上げる」ことが令和6年12月11日に合意され、三党間で引き続き協議を行うこととされています。今後の国会審議等にご留意ください。

2 子育て支援に関する政策税制

①子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

令和6年度税制改正で、令和6年限りとして措置された子育て世帯等[※]における住宅ローン控除の借入限度額の上乗せ措置が、令和7年も引き続き1年間限りの措置として講じられます。

また、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り適用できる新築住宅等の床面積要件の緩和措置（床面積50㎡→40㎡）について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できるように見直されます。

※「子育て世帯等」とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

住宅の区分	借入限度額	
	子育て世帯等	それ以外
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

②子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の延長

既存住宅のリフォームに係る特例措置（工事費用相当額の250万円を限度に10％を税額控除）について、令和7年も引き続き1年限りの措置として講じられます。子育て世帯等^{※1}が居住用家屋に一定の子育て対応改修工事^{※2}を行い、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合が適用対象になります。

なお、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、同特例は適用されません。

※1「子育て世帯等」とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかが40歳未満の者をいいます。

※2「一定の子育て対応改修工事」とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事（一定のものに限る）のいずれかの工事、その工事に係る標準的な工事費用相当額が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。

③子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

令和8年分の所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講じられます。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更はありません。

また、一時払生命保険については、2万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は、控除の適用対象から除外しないこととされます。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律60,000円

適用時期 ①、②の改正については、令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。
③の改正については、令和8年分の所得税について適用されます。

3 DC・iDeCo 等の拠出限度額の引上げ

勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する観点から、確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について以下の見直しが行われます。

イ 確定拠出年金制度の拠出限度額が見直されます。

	適用対象	拠出限度額（月額）	
		現行	改正案
企業型確定拠出年金（DC）	確定給付企業年金未加入者	5.5万円	6.2万円
	上記加入者	（注1）	（注1）
個人型確定拠出年金（iDeCo）	第一号被保険者	6.8万円	7.5万円
	企業年金加入者	2.0万円	（注2）
	企業年金未加入者（注3）	2.3万円	6.2万円

（注）1 月額6.2万円（現行：月額5.5万円）から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額となります。
2 月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額となります。
3 第一号被保険者及び第三号被保険者を除きます。

- 企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。
- ハ 個人型確定拠出年金制度について、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年

金に移換できる者で、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者が新たに制度の対象とされ、その拠出限度額は月額6.2万円とされます。

二 国民年金基金の掛金額の上限が月額7.5万円(現行:月額6.8万円)に上げられます。

適用時期 適用時期については、改正される確定拠出年金法等において定められることとなります。

III 資産税関係

1 法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件の見直し

勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する観点から、確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について以下の見直しが行われます。

法人会の提言

令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限(令和9年12月末日)は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。

実現された改正内容

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予(法人版事業承継税制)の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置(令和9年12月31日まで)です。

改正案では、法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、贈与の直前において役員等であること(現行:贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること)に見直されます。

なお、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(個人版事業承継税制)の事業従事要件についても、贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこと(現行:贈与の日まで引き続き3年以上特定事業用資産に係る事業に従事していたこと)に見直されます。

適用時期 令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

現行	改正案
贈与の日まで引き続き 3年以上役員等であること	贈与の直前において 役員等であること

IV その他

1 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置の見直しと延長

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が取得する、生産性向上や質上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の特例措置について、次の見直しが行われた上で、その適用期限が2年間延長されます。

改正案では、雇用者給与等支給額の引上げの方針を同計画に位置づけ、これを従業員に表明した場合、同計画に基づき取得する対象資産の課税標準について、以下のとおり見直されます。

適用時期 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得した対象資産に適用されます。

要件	課税標準額
雇用者給与等支給額を 1.5%以上引上げ	最初の3年間 価格の1/2
雇用者給与等支給額を 3%以上引上げ	最初の5年間 価格の1/4

事業計画案及び予算案承認

令和7年度3月26日の理事会において、当会の令和7年度事業計画案及び予算案について審議し、満場一致で承認されました。

令和7年度においては、法令及び定款を遵守した活動及び法人会の基本方針に則った運営を基本方針とし、公益社団法人としての運営、会員の質的向上、組織の維持・強化、税務行政への協力等を重点事項としています。

また、予算に関しましては、経常費用のうち、公益目的事業費を66.9%の比率としています。

以下、令和7年度事業計画抄及び予算抄を掲載します。なお、詳細につきましてはホームページで情報公開しておりますのでご確認ください。

令和7年度事業計画(抄)

I 基本方針

公益社団法人として法令及び定款を遵守し、自立した存在として、経理的基礎及び技術的能力を有し、不特定多数の者の利益の増進に資するための事業が、安定的かつ継続的に適切に行われるよう自らガバナンスを図り、国民に対して事業運営の情報開示を行い、民による公益の増進に寄与する。

法人会の基本的指針に則り、定款に定める当会の目的を達成するために、公益目的事業及び会員の福利厚生や会員支援事業を積極的に実施し、よき経営者を目指すものの団体として、税務行政の円滑な運営に寄与し、さらに、県内外の単位会及び連合会、または、他の税務行政協力団体と連携を保ちつつ、組織の拡大強化、事業内容のより一層の充実を図る。

なお、事務局業務の効率化に資するため、デジタル化をはじめとしたD Xの推進に向けた検討を進める。

II 重点事項

1. 公益社団法人としての運営
2. 定款に定めた目的達成のための事業活動
 - (1) 公益目的事業の実施
 - (2) 会員の福利厚生や会員支援事業の実施
3. 会員の質的向上
4. 組織の維持・強化
5. 税務行政への協力
6. 税務行政協力団体との協調

III 主要事業計画

◆公益目的事業

1. 税知識の普及を目的とする事業

- (1) 新設法人説明会
- (2) 決算法人説明会
- (3) 税務相談
- (4) 税務研修会
- (5) 広報誌発行による税情報や開催要領の公開
- (6) Webサイトによる税情報の発信

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

- (1) 租税教室の実施
- (2) 租税教育用「税金体操」の推進
- (3) 地域イベント参加による税金クイズ等
- (4) 税に関する絵はがきコンクール

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 税制改正要望アンケートの実施
- (4) 税制改正要望書の関係機関への提出
- (5) 全国青年の集い
- (6) 全国女性フォーラム

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 労務相談
- (2) 法律相談
- (3) 経営研修会
- (4) 年末調整説明会
- (5) インターネットセミナー
(セミナーオンデマンド運営管理)

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 会員大会講演会やシンポジウム
- (2) 健康セミナー
- (3) 女性部会絵手紙作成並びに送付及びタオル収集並びに寄贈
- (4) 女性部会使用済み切手収集及び寄贈
- (5) チャリティイベント
- (6) 地域イベントへ参加
- (7) 地域美化運動
- (8) 中学生職場体験支援事業
- (9) 防犯カメラ設置促進事業
- (10) その他会員及び一般に有益な事業

令和7年度予算 正味財産増減計算書(抄)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業	収益事業	会員交流事業	法人会計	合 計
I. 一般正味財産増減の部					
i. 経常増減の部					
(i) 経常収益					
1. 特定資産運用益	0	5,070,120	0	3,000	5,073,120
2. 受取会費	20,496,000	0	9,288,000	3,096,000	32,880,000
3. 事業収益	661,500	1,000,000	0	0	1,661,500
4. 受取補助金	22,160,500	0	750,000	1,050,000	23,960,500
5. 受取負担金	0	0	0	400,000	400,000
6. 雑収益	1,120,000	240,000	0	25,500	1,385,500
経常収益計	44,438,000	6,310,120	10,038,000	4,574,500	65,360,620
(ii) 経常費用					
1. 事業費	48,815,991	3,677,400	10,902,790		63,396,181
2. 管理費				9,420,452	9,420,452
経常費用計	48,815,991	3,677,400	10,902,790	9,420,452	72,816,633
当期経常増減額	△ 4,377,991	2,632,720	△ 864,790	△ 4,845,952	△ 7,456,013
ii. 経常外増減の部					
(i) 経常外収益	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(ii) 経常外費用	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	△ 783,814	△ 939,132	700,165	1,022,781	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,161,805	1,693,588	△ 164,625	△ 3,823,171	△ 7,456,013
法人税、住民税及び事業税	0	300,000	0	0	300,000
当期一般正味財産増減額					△ 7,756,013
一般正味財産期首残高					245,077,767
一般正味財産期末残高					237,321,754

◆その他の事業

6. 会員の交流に資するための事業

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 理事、監事、委員会、支部、部会等交流会
- (3) 厚生親睦旅行
- (4) 支部・部会親睦交流事業
- (5) 支部会員交流会
- (6) 施設見学会
- (7) 他団体との交流会

7. 会員の福利厚生等に関する事業

- (1) 福利厚生制度普及推進
 - ① 経営者大型保障制度の普及推進
 - ② 経営保全プランの普及推進
 - ③ がん保険制度の普及推進

- (2) 福利厚生制度推進連絡協議会
- (3) 成人病検診
- (4) 葬儀等サービス
- (5) 貸倒保障制度普及促進
- (6) 施設利用等優待サービス
- (7) 貸会議室の利用推進

8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 会の意思決定機関の総会及び理事会、各事業を具体化するための委員会及び部会、会活動の充実を図るための各支部及び地区での役員会等、さらに税務行政機関及び他団体との連絡協調のための会議等を実施。
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

活動フラッシュ

2025/3月～4月

3/15(土)・16(日)

相模台支部

「キャンプ×ドローン+防災イベント」 (サバCAN)への参画

内容／防災イベントに共催
場所／さがみ湖MORIMORI



3/15(土)

上溝支部

駅の花植え替え

内容／駅の花植え替え
場所／JR相模線 原当麻駅・下溝駅



3/18(火)

青年部会

第1回チキチキ!健康運動会

内容／運動を行うことで部会員の健康を増進する
場所／相模原市立上溝南中学校 体育館
競技内容／ビニールボールドッジボール
バブル相撲
綱引き合戦
ピンポン玉スプーン運びリレー



● 税に関する事業 ● 企業の発展に資する事業
● 社会貢献事業 ● 会員交流事業



3/25(火)
橋本支部

税務研修会

テーマ／「今さら聞けない103万円の課税」
講師／相模原税務署 担当官
場所／ソレイユさがみ セミナールーム2



3/27(木)
中央北支部

地域美化運動

内容／有志が集まりゴミ拾いを実施
場所／西門商店街



3/29(土)・30(日)
津久井地区

津久井湖さくらまつりへの参画

内容／法人会のPR活動
場所／県立津久井湖城山公園 水の苑地



4/5(土)・6(日)
事業研修委員会

相模原市民桜まつりへの参画

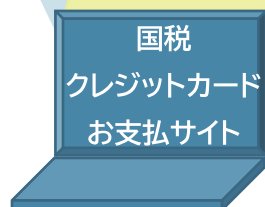
内容／1億円の重さ体験、租税教育用「紙芝居」、
税金体操によるパレードへの参加等
延べ50万人が来場



国税のクレジットカード納付には e-Taxの利用が便利です！

クレジットカード納付とは

専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法です。



国税庁長官が指定した納付受託者(株式会社エフレジ)へ国税の立替払いを委託する手続きを行うための専用サイトです。

 国税クレジットカードお支払サイト

クレジットカード納付利用方法

おすすめ！

○ e-Tax(国税電子申告・納税システム)から納付

e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信または納付情報登録依頼した後に、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス

便利① 専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」の入力がラク！

→住所や名前、納付情報の入力が不要です。

便利② 納付書不要で24時間手続可能！（メンテナンス時間除く。）



○ 確定申告書等作成コーナーから納付

確定申告書等作成コーナーで、納税額のある所得税または個人消費税の申告書を書面提出した場合に表示される納付方法の案内画面からアクセス

○ 国税庁ホームページから納付

国税庁ホームページから「国税クレジットカードお支払サイト」をクリックしてアクセス

※国税庁ホームページは右下の二次元コードよりアクセスできます。

ご利用に当たっての注意事項

- ・ クレジットカード納付では納付税額に応じた決済手数料がかかります。
詳細は「国税クレジットカードお支払サイト」をご確認ください。
※決済手数料は、国の収入になるものではありません。
- ・ クレジットカード納付ができる金額は1,000万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額(決済手数料含む)です。
- ・ 利用可能なクレジットカードはVisa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Clubです。
- ・ クレジットカード納付では領収書は発行されません。
- ・ クレジットカード納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで3週間程度かかる場合があります。

詳しくは国税庁ホームページ「クレジットカード納付の手続」へ 



国 税 職 員 採 用 募 集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆ 人事院国家公務員
試験(採用NAVI)



◆ 採用関係
お役立ちリンク集



◆ Web-TAX-TV



各試験 区分	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※令和6年度の実施状況
受験資格	1 令和7年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和4年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	令和6年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和7年6月13日(金)9時 ～6月25日(水)[受信有効]	令和6年7月22日(月)9時 ～8月13日(月)[受信有効]
1次試験	令和7年9月7日(日)	令和6年9月29日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
2次試験	令和7年10月15日(水) ～10月24日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和6年11月2日(土)、3日(日)、 4日(月)、9日(土)又は10日(日)で 指定する1日
	人物試験、身体検査	人物試験
3次試験		令和6年11月下旬又は12月上旬 で指定する1日
		総合評価面接試験
合格発表	令和7年11月18日(火)	令和6年12月19日(木)

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、令和6年度の実施状況を記載しています。
令和7年度の試験概要については、令和7年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。



温室の中に、大きなバナナの木がいっぱい！ 1本の木から約100本のバナナが収穫できるそうです。



株式会社井上農園

お客様の声に応え続けて50年
バナナ栽培などユニークな取り組みも

interview ●…太郎 ●…井上 由之さん

相模線原当麻駅近くの住宅街にある井上農園を訪ね、代表取締役の井上由之さんにお話を伺いました。

- 事務所の近くにあるビニールハウスにやってきました。この大きな葉と実は…もしかしてバナナですか?!
- そうです。ここを含めて3棟の温室、合計250㎡でバナナを栽培しています。
- たくさんありますね。どうしてバナナ栽培を事業化したのですか。
- 私たちは園芸業を営んでいるのですが、コロナ禍で企業や病院が外部業者の出入りを制限した時期に、観葉植物リースの需要が減ってしまったんです。社員とビニールハウスに余力が出たので、新しい試みとしてスタートしました。孫がバナナ好きだったことも理由のひ

とつです。

- 相模原でバナナとは驚きました。栽培で苦労されていることは何ですか?
- 24時間、温度を25～30度に保たなければなりませんし、害虫を防ぐために、この大きな葉を1枚ずつ手作業で拭いています。とても手間が掛かりますが、海外から輸入されるバナナと違って無農薬で栽培しているので、皮まで食べられるのが自慢です。
- 安全・安心な、国産バナナなんですね。
- 良かったら食べてみますか? グロスマッシュバナナといって「幻のバナナ」と呼ばれるほど珍しい品種なんですよ。
- いただきます!とても良い香り…甘

くて、ねっとりして、格別のおいしさですね。どこで買えるのでしょうか。

- 商売というよりも、相模原の魅力づくり、地域貢献になればと考えているので、相模原市のふるさと納税の返礼品として出品しています。現在、バナナ栽培は息子が担当しているのですが、次はマンゴー栽培に挑戦しようと考えているようですよ。
- 若い世代が新事業にチャレンジをされているとは、頼もしいですね。井上農園さんの社歴についても教えてください。
- 昭和48年に私の父が創業しました。観葉植物のリース業からスタートしたのですが、リース先のお客様から「うちの庭の木の面倒も見てくれる?」と頼まれて造園業に参入



消毒液の使用を最小限に抑え、病害虫を防ぐため毎日葉を1枚1枚丁寧に拭いています。(息子さんの雄太さん)



施工例：1級園芸装飾技能士がお客様に最適な植物を提案。

リース用の観葉植物も数多く栽培しています。
お客様の空間イメージに合わせたコーディネートが可能です。

し、その後もお客様のご要望にお応えしているうちに一般住宅の基礎工事まで事業が広がりました。造園に関するさまざまなご依頼に自社施工でお応えできるのが、当社の強みです。

●お客様の声に応じて、観葉植物の

リースから基礎工事まで幅広い分野を手掛けるようになったのですね。井上さんご自身は2代目社長としての苦労もありでしょうか。

●先代の時代とは違って、新築住宅で庭を造る依頼は多くありません。代わりに、企業や公共施設の植栽

の管理業務が私たちの現在の主業務となっています。

●時代の変化とともに、業務内容も変化させているんですね。

●最近、インドアガーデンといって企業や公共施設の室内休憩スペースに庭のようにグリーンを配置する提案もしています。植物は空気をきれいにし、気分も和らげてくれるので、上質なリラックススペースができますよ。

●職場内に緑豊かなインドアガーデンとは素敵です。さまざまな仕事をする上で、井上さんが大事にされていることは何ですか。

●私はもちろん社員にも、服装や言葉遣い、礼儀作法に気を配るよう徹底しています。あとは、例えばお庭の剪定作業にお伺いしたとき、時間に余裕があればご依頼以外の場所の植栽もきれいにするなど、ちょっとしたサービスも大事にしています。小さな善意の積み重ねが、次の依頼のきっかけになることも多いんですよ。

●お客様のご期待に応えるのが、やはり井上農園の社風なんですね。本日は、貴重なお話をありがとうございました。



いのうえ よしゆき
井上 由之さん

株式会社井上農園代表取締役。約20年前に創業者である父から事業を継承し、「木一本から安らぎと憩いの空間をお届けする」ことをコンセプトに緑に関するさまざまなサービスを提供。息子の喬之さん、雄太さんとともに、新たな事業にも意欲的に取り組んでいる。66歳。

株式会社 井上農園



●所在地

神奈川県相模原市南区下溝1803

●電話

Tel.042-778-1803

HPは
こちらから→



企業の税務コンプライアンス 向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



18 確認したところ遅延があった。 売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

相模原法人会のホームページよりダウンロードできます。

相模原法人会

検索

新会員紹介

令和7年2月～3月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
MB.rise 株式会社	総合工事業	大 貫 拓 真	相模原市緑区下九沢2026-5	大 沢
株式会社 アールエス	飲食店(焼鳥店)	堀 川 隆 一	相模原市南区南台5-14-18	相 模 台
居宅介護支援事業所こみっと	介護施設	豊 泉 茂 朗	相模原市南区相模台3-11-8秋森商鋼ビル1階	相 模 台
メロディアピアノスタジオ	演奏、音楽教室、音楽療法	田 中 知 子	相模原市中央区宮下本町1-4-23	賛助会員
株式会社 SUNS	建設業建具工事一式	山 下 賢	東京都町田市小川1-16-2B701	賛助会員

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室をご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
- ◎会員会社でのご利用……………会員料金
- ◎会員以外の方のご利用……………一般料金

※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。
右のQRコードをご利用ください。



本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。
どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：3,100部

発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：33,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡ください。

読者プレゼント

創立50周年記念 事業研修委員会 講演会

渋澤学と混雑の科学 ～渋澤学とは何か～

講師／東京大学 大学院研究科 教授

西成 活裕氏
サイン色紙

※サイズ：29.7cm×21cm



司会／FMヨコハマ 街角リポーター

藤田 優一氏
サイン入りステッカー

※サイズ：7cm×19cm



それぞれ3名様(計6名)にプレゼント!

応募締切り 令和7年5月31日(土)

今すぐハガキかFAXで!

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局までFaxまたはハガキでお申込みください。

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます

- ① 希望商品名： どちらか一つをお選びください
「西成 活裕氏サイン色紙」「藤田 優一氏 サイン入りステッカー」
- ② 郵便番号 ③ ご住所 ④ 法人名 ⑤ お名前 ⑥ 電話番号
- ⑦ 「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、タオル等のご寄付、広告の同封、本誌に関するお問合せやご感想はこちらまでお寄せください。

公益社団法人
相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>



青年部会員募集

Member recruitment

お待ち
しています!



第2回健康経営対策研修会



第1回チキチキ!健康運動会

◎入会資格

相模原法人会正会員又は賛助会員の方で50歳以下の経営者、またはそれに準ずる方



新しい仲間たち



ふりがな
氏 名

- ①会社名
- ②業種
- ③支部・地区
- ④座右の銘
- ⑤ひとことPR



おかだ ゆうた
岡田 雄大

- ①海鮮Cafe&Bar GRAVEL
- ②飲食業
- ③賛助会員
- ④凡事徹底
- ⑤中央区清新で海鮮居酒屋、ケータリング、キッチンカー、お弁当配達をしております。地域の皆様が食を通じて笑顔になれるように頑張っていきますのでご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



やまだ けいすけ
山田 圭佑

- ①株式会社ヤマダ建設
- ②建設業
- ③中央南支部
- ④人生は一度きり
- ⑤相模原市を中心に、宅地造成工事や外構工事などをメインに行なっています。安全で快適な暮らしの基盤を築き、地域と共に成長していきたいと思っています。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



こそね りゅういち
小曽根 龍一

- ①株式会社TherapiCo
- ②整体、リハビリ、コンサルティング
- ③橋本支部
- ④矛盾の先へ
- ⑤脳科学をはじめとした医療の知識・技術をより気軽に、地域の健康を脳と身体から作ります!脳卒中や関節の痛みはもちろん、腰痛・肩こりなどの職業病の根本からの改善を、個人様にも企業様の福利厚生サービスとしても提供します!



かわはら りょうすけ
川原 諒介

- ①株式会社川原ITソリューションズ
- ②IT
- ③津久井支部
- ④思考は現実化する
- ⑤システムエンジニアを15年間経験しコロナをきっかけに創業。プログラミング研修・開発業務はもちろんのこと、パソコン販売やホームページ制作など地域に根付いた業務も行い、地域とともに成長していきたいです。